

東区支援センターだより

第3号(平成22年度)

〒461 0003 名古屋市東区筒井 3-4-7

東区障害者地域生活支援センター

TEL(052)932 7584

FAX(052)932 7585

平成22年11月25日 発行

こんにちは。支援センターだよりはまだ第3号ですが、あっという間に今年も残りわずかとなりました。今年も本当にお世話になりました。よいお年をお迎えください。

障害者ピアサポート事業「ふおとクラブ」

「障害者ピアサポート事業」とは、障がい者の方の主体性を大切にしつつ、地域生活を豊かにできるよう、仲間関係の構築の手伝いや交流の場を提供することを目的としています。

東区支援センターでは、一昨年より、写真教室「ふおとクラブ」を行っております。今年は知的障がいの方14名と身体障がいの方2名の計16名の方が参加されています。3年目ということもあり、カメラの扱いにも慣れ、思い思いに撮影されています。

去る10月27日～11月1日、地下鉄東山線「星ヶ丘駅構内ギャラリー」にて、展示会が行われましたので、その様子をご覧いただけたらと思います。



障害者ピアサポート事業「たいそう教室」

東区支援センター今年も「たいそう教室」を行っております。今後は、2、3月に「エアロビクス」と「レクリエーション」を行う予定です。日時や場所等、詳細が決まりましたら、案内を作成する予定です。詳細を知りたい方は、東区支援センター(TEL:932-7584、佐々木)まで、ご連絡ください。

東区役所福祉課が移転します

11月29日(月)より、東区役所福祉課が現在の3階から2階へ移転します。「わかりやすく便利な窓口」目指して、カウンターや通路が広く取られるとのことで、今までよりも、より便利に、気軽に行きやすくなりますね。

なお、11月26日(金)までは、今まで通り3階になりますので、ご注意ください。

障害者自立支援法改正について

障害者自立支援法の改正案が、11月18日に可決されました。

主な内容としては、利用者負担を家計の負担能力に応じたもの（応能負担）とする、発達障害が障害者の範囲に含まれると明文化する、相談支援体制を強化し、成年後見制度利用支援事業を市町村の必須事業とする（名古屋市では、既に行われている）、グループホーム・ケアホームの利用に助成制度を創設する、などである。

については、発達障害者は障害者自立支援法の支援の対象者ということが、明確化されました。

成年後見制度利用支援事業については、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、助成を受けることが必要と認められる方に対し、費用の一部が助成されます。利用しやすくすることが目的ですね。

グループホーム・ケアホーム利用者のうち、必要と認める者について、特定障害者特別給付費（実質家賃補助に相当するもの）を支給する。

この改正案は、平成25年8月に新しい法律が制定されるまでの「つなぎ法案」として、現在の法律の中で、利用者等の希望を取り入れよりよい法律とすべく、一部改正しているものであります。そのため、これからの数年はめまぐるしく法律が変わっていくことが予想されます。

今改正案は、一部を除き、平成23年4月から施行予定です。支援センター職員一同、詳細についてみなさんにお知らせできるよう、頑張って勉強していきたくと思います。

『福祉新聞平成22年11月22日付、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案要綱（平成22年5月28日 衆議院厚生労働委員長提出より、抜粋）』

チャリティー展覧会について

イラストレーターと障がいを持ちながら絵を描く人との合同展覧会である、第4回赤い羽根チャリティー展覧会が、12月25日（土）まで行われています。

こちらには、東区在住の障がい者の方の絵画も展示・販売されていますので、興味のある方はぜひご観覧ください。会場は、昭和区社会福祉協議会（昭和区在宅サービスセンター内）、午前9時～午後5時（日曜・祝日は休み）。入場無料。問い合わせ先は、名古屋市社会福祉協議会（TEL：884-5511）まで。

スタッフのご紹介

10月からちゃれんじホーム筒井コーディネーターを行うことになりました。今後、自立支援協議会や様々な場所でお会いすると思いますので、よろしくおねがいします。



一人一人の出逢いを大切に、みなさんの笑顔を活力に頑張っていきたい
と思います。よろしくお願いいたします。

ちゃれんじホーム筒井コーディネーター 小澤 健太郎